

件名: V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見

意見書

平成23年1月7日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

意見

1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について

私は埼玉県民ですが、埼玉県にも地域性があり、それを尊重してほしいです。むしろ、圏外の小さな県こそ、経営効率を高めるため、ブロック制にするべきだと思います。

2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて

電波の有効利用及び競合メディアの存在の点から、放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を付与することに賛成します。

3. 受託国内放送の全国展開について

上記のように、小さな県をブロック制にすれば、全国ではなくブロックごとに一の受託放送事業者としても弊害は少ないと思います。

4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について

サイマル放送がよいか独自の放送がよいかは、リスナーが決めるべきことであり、リスナーの要望を的確に反映できるよう制度を整備するべきだと思います。

5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について

放送に必要な設備は、基本的に受託放送事業者が設置・管理するにすれば、委託放送事業者を多数にしても、無駄はそれほど生じないと思います。セグメントをたくさん必要とする事業者は、個別に必要なセグメント数を取得すれば足りると思います。

6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について

競合メディアの存在という競争の下、電波・設備の有効利用のため、ブロックごとに一の受託放送事業者が、多様な放送による視聴者のニーズの把握のため、多数の委託放送事業者に共通事業基盤を提供するというのが、望ましいあり方だと思います。

7. 委託放送事業者による災害情報の提供について

V-Lowマルチメディア放送により有効に災害情報が伝達できるようにするためには、まず端末の普及が必要であり、そのためには、魅力的な内容の放送が提供される必要があると思います。

8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について

新聞社等は、委託放送事業者という形ではなく、番組提供事業者という形で参加すれば、必ずしも放送法の規制に服しないのではないのでしょうか？

9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について

地上波テレビでは、NHKの存在にもかかわらず、民放が元気に活躍していることにかんがみれば、上記のように多数の委託放送事業者の存在を認めれば、NHKの委託放送業務への参入を認めても問題はないと思います。

10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について

周波数オークションに賛成です。電波法改正が必要になるとのことですが、V-Lowマルチメディア放送のみの問題ではなく、他の周波数の割当てにも関する問題なので、多少時間がかかっても、法改正を行って実現するべきだと思います。もし、時間がかかるのがいやならば、まずは現行法の枠組みで周波数の割当てを行い、法改正が済んだ段階でオークションを行うというもひとつの方法だと思います。

11. その他

V-Lowマルチメディア放送の成功は、視聴者にとって魅力的な番組が提供されるかにかかっており、視

聴者のニーズを把握するため、放送事業者の提供する放送案のどれがよいかアンケート調査等を行い、周波数等の割当てに反映させるべきだと思います。

件名: 「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」

(別添様式)

意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 へ

該当箇所

1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について

従来の地上波のテレビ放送やラジオ放送の放送対象地域が、受信する人間にとって一番理解しやすいものとして賛成。ただし通勤圏などによつての弾力的な運用に期待したい。

2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて

効率的な受託事業者経営のために一とすることに賛成。

3. 受託国内放送の全国展開について

全国各地での地域情報の発信と位置づけ、事業採算性の低い地域での放送を義務づけることは必要。受託放送事業は全国で 1 者とすべきであるとする。

4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について

通信経路が違つても、音声・音楽放送が同一のものであれば、聴取する側にとっては差異はない。しかし本放送には付随するデータや、受信するハードの仕様によつて、より一層の可能性があると考え、緊急災害時における情報伝達も担保できると考える。

5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について

本放送はあくまで地域活性化の切り札として考え、多数の委託放送事業者に参入の機会を設けるのがよいと考える。

6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について

効率的な運営のためには、委託放送事業者が共通して利用する製作や認証・課金等に係る設備の保有や運用を受託放送事業者が引き受けて行う方が合理的と考える。

9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について

特に高齢者に対する安心安全のために、NHKの参入により本放送の認知度や、魅力向上がはかれると考えるので、期待したい。

10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について

公共的役割(視聴エリアの拡大、災害情報の提供など)の観点から、事業者の選定は落札金額の大小によるべきではなく、周波数オークションという選定手続はなじまないと考える。

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見

現状の案に特に強く異論を唱えるものではないが、こういう考え方もあるということ
で以下記載するものである。

1、受託国内放送および委託放送業務の放送対象地域について

こと気象という観点で考えたとき、気象は行政区域ごとに起きる現象ではないので、放送
対象が県域であることが望ましいとは必ずしも限らない。狭い地域で豪雨があることもあ
れば、大地震で3つの県にまたがる被害が出ることもある。また、それらの地域だけに情
報が必要なのではなく、日本全国に住む親戚や友人、最近では被災地へボランティア活動
を行う人にとっても情報は必要である。従って、放送対象地域とは、理想的には、全国を
ゆるく5～7くらいに分かれる程度が日常的にあって、さらに、ある地域のみ個別の情報
を配信できるような柔軟性があることが望ましい。

2、放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて

現段階で特に言及するコメントはない。

3、受託国内放送の全国展開について

現段階で特に言及するコメントはない。

4、委託放送事業者による音声や音楽の放送について

「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」内にもあるように音声や音
楽は聴取者にとって有意義な、21世紀も続いていくべき優良コンテンツである。
気象コンテンツも同様で、時には音声であり、音楽もあり、動画が良いときもあり、状況
に応じて多様な表現方法がある。

重要な問題はそれらコンテンツのあり方であり、「寄り添う」メディア価値とは、地域限
定としなくとも実現できるのではないか。つまりその空間を限定すること（空間に限ら
ず）が時代に逆行するために、成り立つものを成り立たせなくなる可能性があるのでは
ないかと考える。コンテンツには枠をもうけない方針が一番よいと考える。

5、ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について

6～7セグメントの帯域をどのように利用するかというテーマであるが、基本的に自ら
が事業を起こそうとする者の意志が重要で、その者が1セグメントで良ければ1を、5セ
グメントが必要であれば5を利用できるのが一番よい。やっていけないことは5必要だと
信じている者に3セグメントで我慢させることである。5でやってみて成功するも失敗す
るもその者の意志の結果として享受する自己責任と市場原理に基づくのが望ましい。
希望者が多いときは、そのときこそ、その提案内容により精査したらよい。

6、委託放送業務展開のための共通事業基盤について

現段階で特に言及するコメントはない。

7、委託放送事業者による災害情報の提供について

防災として取り組んだ20世紀は終わり、21世紀は防災に加え、一人ひとりの自立精神に基づく減災の考え方がより求められる。

減災活動においては、減災に有効な情報をいかに必要な人にリアルタイムに届けるかが重要である。一方、前述のように情報流通の変化により情報のあり方が変わってきている。ネットワーク社会における減災は、市民一人ひとりが発信主体となり得ることで、その情報や経験を共有することによって他者の減災に貢献もできるようになっている。最近の例では、今年正月の鳥取県の大雪時にツイッターで見知らぬ人同士が状況や体験をシェアしあい、また、それを雪の影響を受けない地域の人たちが応援するということが自然体で起きている。弊社の会員も一人ひとりの市民が日常より参加し、自らと、また他者の気象文化生活や減災に貢献できる全く同じ機能を持っている。

(多数の国民に届く有効性)

そのときに、V-Lowにおけるリアルタイムに発信できるメディアは、特に緊急時に上記のように市民が参加した結果の整理された知見が入手できる一つ的手段として有効と言える。

(安全安心な社会システムの一部となりうる可能性)

一方、今年の大雪時の例でわかることであるが、国道で1000台閉じ込められた車について今の状況がわかるのは、被災者、地元自治体の場合もあるが、作業を行っている国道事務所であったり、また実際に作業している人しかわからないなど、災害時の情報は関わる人が予め特定できないために収集が難しいものであり、従来事中よりも、ある程度状況が落ち着いた事後にその全容が見えてくる類いのものであった。

しかし、情報を最も必要としている被災者、また状況を知り得る立場に遭遇した人や対応作業を担当する組織が自ら(少しでも)発信するリテラシーが出来ていけば、そのとき災害に遭っていない立場の人が、それら断片的な情報を集約・整理しコンテンツとして発信することにより、事中における被災者の方が自らの安全活動の判断として、事後には遠方に住む家族や友人親戚にとって客観的または感情移入したコンテンツとして有効になり得るのである。

従って、V-Lowのような新しいメディアが世に出ることを機会とし、本件のテーマを強く認識し、正しい意図を持って系統的に進められるならば、市民一人ひとりが自らを助け、他者を助ける自助共助で減災を進めることのできる真の先進国家として世界をリードするであろう。

(公共の資産としての減災情報)

この新しい減災リテラシーが実現していくときに最も気をつけるべきことは、能動的に参加するチャンスが「誰にでも」あり、また集約された情報も「誰にでも」アクセスできることである。チャンスがないと人は受け身となり、自主防衛本能が鈍ってしまい、結果と

して危機管理を行う意識や組織体のイノベーションを遅らせ悪循環を招いてしまうものである。

「市民」「企業」「自治体」「自主防災組織」などが互いの情報を出し合い、誰もが簡単にアクセスできる公共の資産としての減災情報を集約し公開することが、今もっとも必要と考えている。こうしたシステムが機能すれば、市民はもとより、企業は市民の声を反映させた減災に役立つ商品やサービスを開発でき、報道・メディアは偏らない客観的な視点で情報を選別でき、自治体は適切な初動体制をとり、市民に理解され喜ばれる活動ができることと考える。責任を押し付け合うのではなく、同じ目標に向かってそれぞれが責任を共有し、枠を決めずに減災活動に参加できるグランドデザイン、それこそが公共の資産となるものである。

気象庁や公的機関が発表される情報は Single “Official”Voice としてのラベルを貼って発表すれば従来通り機能するはずである。

8、新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について

現段階で特に言及するコメントはない。

9、NHK の受託国内放送および委託放送業務への参入について

NHK が本放送を公共的志にて自ら行いたいと考えるなら、一希望者として参画することを止めることはないが、義務づけるようなことがあると、それは、本来なすべきことへの影響がおきることへの責任を誰がとるのか、明確にしておくべきである。

10、受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について

現段階で特に言及するコメントはない。

以上